

令和2年度第1回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和2年10月6日(火) 8時56分～9時55分

場所

広島合同庁舎1号館付属棟2階 大会議室

出席者

【公益代表委員】

岡田部会長、横田部会長代理、井上委員

【労働者代表委員】

国友委員、藪本委員

【使用者代表委員】

池久保委員、川本委員、吉田委員

【事務局】

巻幡労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官、小松専門監督官、福丸専門監督官

議題

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

吉川室長補佐

ただ今から第1回広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

なお、これよりは当専門部会名を略して、機械器具製造業最低賃金専門部会とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第「(1)部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の吉川が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名中3名、労働者代表委員3名中2名、使用者代表委員3名中3名、計8名の委員に御出席いただいております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る9月18日から30日までの間、公開の

公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員を御紹介したいと存じます。お手元の別冊資料 1 に本機械器具製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に御紹介をさせていただきます。

(各専門部会委員の紹介)

吉川室長補佐

ありがとうございました。それでは、次に労働基準部長の巻幡より、御挨拶を申し上げます。

巻幡労働基準部長

おはようございます。広島労働局労働基準部長の巻幡でございます。

委員の皆様方におかれましては、本日は朝早くから大変お忙しい中、広島県機械器具製造業最低賃金専門部会の委員に御就任いただき、また、本日第1回専門部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

特定最低賃金は、県の最低賃金と異なりまして、関係労使のイニシアティブにより、設定することが基本となっております。この機械器具製造業最低賃金は、現在、時間額 934 円でございますが、本年度、事業の公正競争を確保するとの観点から改正の申出がございまして、本日より委員の皆様方に具体的な調査審議をお願いすることとなった次第です。

日程調整につきましても、委員の皆様方に大変御無理を申し上げているところではございますが、年内発効に向けて、御理解、御協力のほどをお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。

吉川室長補佐

次に事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の自己紹介)

吉川室長補佐

ここでお手元の「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」の共通資料 3、通し番号の3ページ、「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」を御覧ください。本専門部会は、この専門部会運営規程によって、運営されることとなりますので、御了知おきください。

それでは、議事「(1)部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。公益代表委員には、予め御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

狭間賃金室長

それでは、御報告申し上げます。機械器具製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として岡田行正委員、部会長代理候補として横田明子委員が推挙されております。

以上でございます。

吉川室長補佐

ただ今、賃金室長より御報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議等ございませんでしょうか。

(異議なし)

吉川室長補佐

ありがとうございます。部会長に岡田委員、部会長代理に横田委員を御承認いただきましたので、部会長席、部会長代理席を御用意させていただきます。

しばらく、お待ちください。

(部会長席及び部会長代理席の設営)

吉川室長補佐

それでは、岡田部会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

岡田部会長

はい。ただ今、部会長に選出いただきました岡田でございます。よろしく、お願いいたします。できるだけスムーズな審議進行を心掛けて、公正な特定最賃の改定に努めていきたいと思っておりますので、委員の皆様方の御協力のほどをよろしく、お願いいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事「(2) 広島県機械器具製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思っております。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

坂本賃金指導官

それでは、資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」と「別冊資料」とに分けて、構成しております。

まず、「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、「別冊資料」につきましては、本機械器具製造業最低賃金に関わる個別資

料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。

なお、特定（産業別）最低賃金を総称する場合は、「特定最低賃金」或いは「特定最賃」というふうに略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。

まず1点目として、共通資料 1、通し番号の1ページ、「特定（産業別）最低賃金について」を御覧ください。既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。申出のケースといたしましては、「労働協約」ケースと「公正競争」ケースの2種類がございます。本機械器具製造業最低賃金につきましては、机上に配布しました「令和2年度特定最低賃金の改正申出状況」のとおり、公正競争ケースの要件を以って、改正申出がなされています。審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

次に2点目として、改正決定の手続きでございますが、本年8月21日の第530回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料 2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後に3点目として、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。共通資料 4、通し番号の5ページ、「令和2年度広島地方最低賃金審議会の運営について」を御覧ください。本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に「特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする」とされており、また、共通資料 5-2、通し番号の13ページ、「運営小委員会座長報告」記の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の「金額審議における全会一致の決議に向けた努力」ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料 7、通し番号の25ページ、「令和元年度最低賃金審議経過一覧」を御覧ください。下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の左から3列目に「機械器具製造業」がございます。昨年、令和元年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額22円、時間額934円の答申をいただいております。本年度のスケジュールを申し上げますと、10月30日、金曜日の午後1時00分から第532回本審の開催を予定しております。特定最賃の年内発効をするためには、この本審において、本専門部会の部会長報告を行い、答申することが必要となります。

続きまして、共通資料 8、通し番号の26ページを御覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会のさらなる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、

発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを、御了解いただきたいと思います。よろしく、お願いいたします。

私からは、以上でございます。

狭間賃金室長

続きまして、広島県機械器具製造業最低賃金に係ります各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして、私から御説明を申し上げます。

まず、別冊資料 2、通し番号の2ページは、現行の広島県機械器具製造業最低賃金の内容でございます。昨年、令和元年12月31日に発効した内容でございます。特定最低賃金に該当する業種につきまして、基本となる「日本標準産業分類表」のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを表したものを、次の3ページ以降に具体的にお示ししております。

この業種に当たるものが、広島県の特定最賃の対象業種であるということになります。

続きまして、別冊資料 3、通し番号の40ページを御覧ください。こちらは、令和2年度の全国の機械器具製造業関係の最低賃金の一覧表でございます。つまり、全国で機械器具製造業の特定最賃が設定されている都道府県を示しております。真ん中辺りの数字の羅列が、先ほど申しました日本標準産業分類表の業種番号ということになります。あと、昨年令和元年度の具体的な金額等についてもお示ししております。

続きまして、別冊資料 4、通し番号の41ページからは、広島県内で実施いたしました機械器具製造業最低賃金に関する実態調査の概要でございます。

これは広島労働局で本年5月から7月にかけて、各事業所に通信調査を実施して、結果を取りまとめたものでございます。まず製造業につきましては、労働者数1人～99人規模の事業所、そして小売業につきましては、労働者数1人～29人規模の事業所を対象として調査を行っております。この調査は、調査対象となる事業所の母集団の中から規模別、業種別に無作為に抽出して行った抽出調査であり、全数調査ではありませんので、最終的な結果については、補正、復元をかけております。

なお、調査対象月は、令和2年6月分の賃金を対象としております。

続きまして、通し番号の46ページを御覧ください。「最低賃金実態調査における分位偏差」をお示ししております。参考といたしまして、一番下の欄に、広島県における機械器具製造業の平成25年度以降の特定最低賃金額を示してございます。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数を示しておりますが、これらは調査した労働者の時間額を低い順から並べていき、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に当たる数値を示しております。各事業所の規模毎にお示ししておりますが、最上段が全体を合計した結果の数値でございます。

続きまして、通し番号の47ページを御覧ください。これは時間額と労働者累計

人数のグラフでございます。横軸が 10 円刻みの時間額、左の縦軸は、その賃金帯に属する労働者数を、棒グラフで表しております。右の縦軸は、労働者の累計人数を、折れ線グラフで表しております。次の通し番号の 48 ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものを表しております。

続きまして、通し番号の 49 ページは、機械器具製造業の最低賃金額と平均賃金額の推移をお示ししております。

続きまして、通し番号の 51 ページを御覧ください。これは事業所規模別の未満率を示しております。未満率と申しますのは、「現在決定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合」でございます。規模毎に時間額 934 円を下回っている労働者の比率を示しております。

続きまして、通し番号の 52 ページは、「最低賃金引上げ試算表」でございます。これは「最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合」、つまり「影響率」を 1 円単位の変化で示した試算表となります。

最後に通し番号の 53 ページは、過去 15 年間における広島県の機械器具製造業最低賃金の引上げ額並びに未満率及び影響率を、一覧でお示した表でございます。私からの説明は、以上でございます。

岡田部会長

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局から資料についての御説明がありました。これらにつきまして、何か御質問等がございますか。いかがでしょうか。

(質問等なし)

岡田部会長

はい。それでは、特に御質問等もないようですので、これより審議に入りますが、今後の審議は、公開することで個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換が損なわれるおそれがありますので、「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」第 5 条に基づき、非公開とさせていただきます。

【以下非公開】

(了)